

「支那」「支那国」「支那共和国」——日本外務省の対中呼称政策

(東京大学大学院) 川島 真

昨今、「支那」という言葉をめぐって様々な議論が交わされている。本誌95年3月号に掲載された伊藤一彦「中国と『支那』」に、その論議が紹介されている⁽¹⁾。「支那」という語の使用の是非という、この古くて新しい問題は、さねとうけいしゅう、竹内好、佐藤三郎といった碩学によって研究されてきた⁽²⁾。彼らの研究は、「支那」の語源やその語を繞る日中両国内での論調を紹介して日本人の中国蔑視の実態を明らかにする「日本人の中国観」というジャンルに属し、また同時に当時の日中友好といった具体的要請に応えようとする試みであった。だが、これまでの論稿では国名を公式に決定する政策決定者側の国号に対する政策は整理されていない。本稿では、日本外務省保存記録にある外務省内での国名論議と政策を紹介し、中国側の外交文書（中央研究院近代史研究所外交部档案）で補いながら、外交レベルでこの問題がどの様に扱われていたかを考察していきたい。

日中間において「支那」を繞る問題が生じるのは、日本が漢字を利用していたからに他ならない。「支那」「中国」「中華」は、例えば英語圏では皆チャイナであるから、問題自体が成立しないのである⁽³⁾。漢字圏では、公文書レベルでは正式国名、略式国名、地理的名称の三つの概念がある。大日本帝国、日本国、日本といった具合である。「国」という語があるから「英国」「米国（美国）」などという表現が成立する。一方、英語圏では略式国名と地理的名称は特に区別する場合はテリトリーとかプロパーとかいう語を使用するが、それ意外はチャイナ、ジャパンで済んでしまう。

この正式国名、略式国名、地理的名称という三

つの側面は、日本外務省の政策を分析する上で極めて重要であるのだが、これまでの論稿では意識されていなかった様である。本稿では、この三つの側面を手掛かりにして議論を進めていきたい。

I. 「清国」から「支那」へ——

王朝としての「中華民国」

江戸末から蘭学者の書物などに散見された「支那」が、明治年間に既に地理の教科書等でも用いられる程普及していたことは周知の通りであるけれども、この場合「支那」はあくまでも地理的名称であり、略式国名としては「清国」が一般的で、「支那」を地理的名称以外で使う時には他の語と併用して「支那政府」などとして用いていた。だが、19世紀後半は日中がともに主権国家たることを目指していた時期なので、用語の使用が混乱していたのも確かである。清朝も、条約で用いる正式国名を「大清」「大清国」「大清帝国」などと変え、かつての文書には散見された「天朝」が姿を消し、略式国名としては「清国」及び「中国」が、地理的呼称としては「中国」が一般的に用いられていた。「中国」が略式国名としても用いられていたことは、例えば日清戦争後の下関条約の漢文テキストの「中国認明朝鮮国為完全無欠乏独立国」という有名な条文からも分かる。朝鮮を独立国と認める主体は「清国」でなく「中国」であったのである。これを主権国家「中国」の誕生と結び付けることも可能だろう。

だが、「国」という一つの形式を前提とし、「国づくり」を助ける様な外交史をこの時期にあてはめることには無理がある。日本にとっても清朝にとっても所謂「中国」・東アジアをどう表現

するのか、国家をどの様に表現するのかが、大きな課題であったのである。この意味で、この時期に略式国名として「中国」を用いることが、士人の中で一般的だったとは言えないということも重要である⁽⁴⁾。しかし、国名としての「中国」に疑問を感じる者であっても、地理的名称として「中国」を使用することには疑問をもっていなかった。これは、清末の文献に多出する「瓜分の危機」について見る場合、「瓜分」されるのは「清国」でなく「中国」であったことから理解できる。しかし、それでもやはり、略式国号について言えば、例えば清末の出使大臣（在外公使）が背負っていたもの、或いは1905年の天津対米ボイコット運動等の際を守るべき対象とされたのは恐らく「清国」ではなく「中国」なのであり⁽⁵⁾、この点で「中国」を単なる「地理的呼称」に押し込めてしまうのには無理がある。「英国」「美国」などと同等の略式国名として次第に普及しつつあったと考えるのが妥当だろう。

ところが、「中国」を略式国名に用いるにしても、一般的に略式国名が正式国名の省略形であるのに対し、「大清帝国」をどう略しても「中国」にならないことが問題であった。適切な略式国号のない当時、留日学生が「大清帝国」を否定する意味で「支那」を一つの選択肢として使用することがあったことも理解できる。清末には「支那」も略式国号となる可能性を残していたのである。だが省略すれば「中国」となる正式国号「中華民国」が採用されたことは決定的であった。「中華民国」が採用された時点で、その省略形としては考えられない「支那」が略式国号として用いられる根拠も可能性も失っていたのである。

1912年2月に宣統帝が退位し中華民国が成立してから、日本が国家承認を与えるまで一年以上を要した。1913年5月19日伊集院駐華公使は牧野外務大臣に対し、中華民国に対し承認を与えるまでの間、「清」という語と無関係な「支那」を公文

書中の「御国」の代わりに使用することを稟申した⁽⁶⁾。この稟申が外交上の「支那」問題の始まりであった。

伊集院公使は「支那」使用の理由として、まず第一に同文国では歴朝の国号の改称毎に呼称を変えるのに対し、欧米各国は各朝の呼称に関わりなくチャイナ等の地理的名称を用いて改める必要がないことを挙げる。つまり日本でも、国家承認に至るまで欧米同様に地理的名称を公文書中に用いるべきだとするのである。ここで王朝名をもって呼ばないということは、有史以来大陸を王朝名で呼んできた日本の脱華志向と考えることができる⁽⁷⁾。そして第二の理由として、日本では地理的名称として一般的に「支那」が用いられているので、これを採用すべきであるとする⁽⁸⁾。

6月23日に牧野外相から山本総理に「支那」改称に関して稟議がなされ、この後7月初めには伊集院公使の稟申内容を一步進めたかたちで閣議決定がなされ、同月11日伊集院にその旨が打電される⁽⁹⁾。この閣議で決定したのは、(1)今後国号の如何に関わらず、邦語では「清国」の代わりに「支那」を用いる。(2)日本政府内部、及び第三国との通常の往復公文書をその適用範囲とする。(3)国書・条約等将来「中華民国」という名称を用いる必要がある場合はその限りではない、という三点である。この決定は伊集院の稟申内容を一步進めたものとなっていた。すなわち、伊集院の議論では、国家承認を行うまで便宜上地理的名称である「支那」を国名の代わりに使用するものであったのに対し、政府のこの決定によって「支那」は日本文公文書上の略式国名として正式に使用されることになったのである。

略式国名として「支那」が採用されたことは、後の国家承認の際に「支那共和国」が採用される基礎となった。そして、より注目すべきは、地理的名称に「国」をつけた「支那国」という概念自体がこの時期には無かったことである。これは、

後に「支那」が地理的呼称であるとどんなに日本側が申し立てても、日本が略式国号として「支那」を使用しているという反論を受けるものとなった。実際には、外交文書上、次第に「支那国」が略式国号として用いられる様になり、後述の様に1930年代の文書で「支那」と「支那国」はほぼ分離していたのであるが、一般的には分離していなかったのである。

さて、この「支那」採用決定に対する中華民国側の対応であるが、この頃中華民国国内の政局が安定せず、駐日外交代表の汪大燮も留日学生の公使館乱入事件（7月22日）など留学生への対応におわれていた上、名流内閣入閣のため帰国するという慌ただしさであったためか、「支那」問題は特に取り上げられなかった。

1913年10月6日日本政府は袁成凱の大總統就任を機に、中華民国の国家承認を行う。この時、袁成凱の大總統就任に関する照会文（中国文）で「中華民国」を使用し、一方大正天皇に対してなされた国家承認に関する上奏文では「支那共和国」を使用し⁽¹⁰⁾、ここで正式国名に関して日本文文書では「支那共和国」、中国文文書では「中華民国」を使用するという原則が成立する根拠が与えられることになった。

10月15日、中華民国北京政府外交部は駐日代理公使馬廷亮に日本外務省に対して「支那共和国」を「中華民国」に改正するよう求めよという電訓を与えた。馬は牧野外務大臣と会談して改正を求める。この会談によって「支那」呼称問題に関して、日中間に一つの決着がつくので、少し長くなるが紹介したい。

会談の際、牧野外相は馬代理公使に対し「支那」が日本で長い間使われている習慣的呼称であり、またこの語に何ら特別の意はなく、そして既に官報にも改称の件を掲載してしまっており（伊集院公使稟申の時）、これから改正するのは不便だと述べる。これに対し馬は両国が同文の国である

のに、自称である「中華民国」でなく「支那共和国」を日本が呼称として採用すれば猜疑心がわくことになるし、また確かに政界・学界には日本の習慣を知るものは多いが、一般人民には知らない者が多く、この名称の相違が対日感情を悪化させる恐れがあると述べる。牧野は「支那」が和文の名詞であって、もし中華を国名として使用すれば日本人でそれを知らない者が多いし、まして官報に掲載してしまったから更改は困難と先の説明を繰り返す。馬は、日本が支那を用いる理由は本国に伝えろとし、最後に「支那共和国」が和文の名詞だというのは漢文では「中華民国」を使用するのかと問う。興味深いのは牧野が即答しないところである。つまり、先の閣議決定では決して漢文に於いて「中華民国」を使用することを決めてはいなかったのである。牧野は商議の上返答すると述べ、その日の会談は終了する。

10月16日の夜、外務省から馬に電話があり、和文では「支那共和国」、漢文では「中華民国」を使用することに決定し、既に駐華公使、領事にも通知したと外務省側が述べた⁽¹¹⁾。ここで両国間で一つの合意ができあがったのである。牧野はこの後駐華山座公使に「支那共和国ノ希望ニ応スルコト能ハサルモ漢文ニハ中華民国ト記スコト相成居ル旨申聞ケ置キタリ」と伝える⁽¹²⁾。

ここで外交上「支那」呼称問題は一応の決着を見る⁽¹³⁾。つまり日本文の公文書においては正式国名として「支那共和国」、略式国名として「支那」を用い、中国側との往復文書では日本文に「支那共和国」「支那」、漢文では「中華民国」を用いるということになったのである（漢文の略式国名に関しては不明）。この時点では、略式国名と地理的呼称が抵触することがなかったので、「支那」に特に「国」をつけて国名であること示す必要はなかったのである。「支那」を用いる理由は、国家承認前には「中華民国」は王朝名であり今後王朝交代の度に呼称を変更するのは不便な

ので、チャイナに相当する地理的呼称が必要であること、地理的呼称としては「支那」が用いられてきたことを挙げている。この時点では国家承認時に変更することも可能性としてあったが、結局国家承認に際しても日本文で「支那共和国」を採用する。この理由は不明だが、外務省側の発言は、既に官報で掲載しており変更困難なこと、「中華」というと一般人民が分からないことを挙げている。

II. 「支那共和国」から「中華民国」へ—— 1930年の呼称改正

1913年10月以降、上記の決定は原則として守られたものの、実際日本文で「中華民国」や「中国」が用いられることもあった。特に日本文書での漢文からの引用についてはミスが多かった様である⁽¹⁴⁾。一方、漢文でも同様のミスは見られたと思われる。だが後の国民政府の一部の官員と異なり、北京政府外交部は、一度決着のついている呼称問題を日中間の解決すべき懸案事項とは考えていなかった様である⁽¹⁵⁾。

しかし、20年代にはChinaの領域をめぐる議論が、北京政府と列強の間で生じた。例えばワシントン会議の時には、アメリカ全権ルートを含めた各国代表が、中国本土(China Proper)と宗主権の及ぶ地域に分けて議論しようとした。実質的には各国の利害が問題であったが、表舞台では、宗教や人種が異なることが理由とされた。宗主権の及ぶ地域とは、満洲、西藏、蒙古を指していたが、北京政府総統府及び国务院秘書庁は外交部に対して、中国の宗教が儒仏二教で広く伝わり、また周辺民族も黄帝の子孫であるので人種も同じだと反論の根拠を提示する⁽¹⁶⁾。これは決して「支那」のみに関する問題ではなく、また呼称そのものが問題となっているのではないが、地理的呼称と宗教・民族問題を絡めた議論として注目に値する。この時期に、主権国家から国民国家としての「中華民国」という意識が生まれ、後の「中華民族」概

念に繋がる民族論が生まれているとも考えられる。

また外交部は、会議中の1921年12月15日に全権代表に訓令を発し、議決及び正式にサインする際に「中国(China)」ではなく、憲法で定められた「中華民国(republic of China)」を使用する様にと指示する⁽¹⁷⁾。外交部は既に「中国」の領域が流動的であることに気付いていたのである。だからこそ、Chinaの訳語である略式国号としての「支那」も否定していく必要があったのである。問題の本質は「支那」が蔑称か否かではなく、Chinaで以て中国民国を呼ぶことにあったのかもしれない

しかし、この時期には外交レベルで呼称問題自体は特に取り上げられなかったのである。外交レベルで事態が急変したのは1930年に入ってからであった。

1930年5月14日、国権回収の一つの節目といふべき日中関税協定が立法院を通過し、16日には「効力発生」ということになった。この様な外交上の成功を後楯として19日の同政府の記念週で国民政府委員会文書處秘書(兼文書局長)楊熙績が演説中「支那」という呼称を非難したという報が日本に伝えられ⁽¹⁸⁾、また同月27日には『朝日新聞』誌上に国民政府が外交部に対して発したとされる、「支那」と記されている一切の文書を受理してはならないという内容の訓令が掲載されるに至り⁽¹⁹⁾、国内の新聞誌上などにも「支那」をめぐる議論が掲載される。代表的なものとして『東京日日新聞』(6月5日、8日)の“史朗”と“実東”(実はさねとうけいしゅうのペンネーム)の論争がある。

こうした論調に応えたのか、6月10日外務省は「支那」という呼称に関する調書を作成している。その後、何時外務省内部で「中華民国」を正式国名として日本文文書でも使用する旨を決定したのかは不明であるが、対応としてはかなり早いものと言えるだろう。従来の見解では『上海民国日報』

(6月23, 24日), 『武漢日報』(6月26日), 『広東民国日報』(6月30日)における「支那」反対キャンペーンを, 日本外務省の呼称変更決定過程において重視する傾向にあるが, 一定の留保が必要となろう⁽²⁰⁾。

外務省条約局は改称問題について10月末?, 呼称変更に関して「此ノ際徹底的ニ問題ヲ解決スルコトトシ」, 日中両国間だけでなく日本と第三国, 或いは日本国内の公文書についても「中華民国」を使用する旨を方針として示し, 行政的手続きの方向性を杉田法制局長の意見をいれて定める⁽²¹⁾。それによれば, 1913年の上奏は国家承認に対してなされたものであり呼称問題とは関係ないので, 今回は上奏する必要がないこと, 閣議決定は関係官庁も多いし先例もあるので稟請することは差し支えないとのことであった。10月29日, 幣原外相から浜口総理に呼称変更の件を打診する⁽²²⁾。同日, 外務省内に「心得置クコトヲ致度」き事柄として呼称変更に関する文書が回覧され, 事を大げさにしないためにも新聞発表はしないと申合せ⁽²³⁾, 10月31日に行われた閣議では1913年6月の閣議決定を再確認するとともに, 日本文でも「中華民国」を使用することが決定される⁽²⁴⁾。

この後外務省が作成した第59議会用調書に改称に至る経緯と理由が述べられている。その調書によれば, 1913年に閣議決定した「支那」使用の件について「特例ヲ設ケタルモノニ付テモ實際上支那国又ハ支那共和国ノ呼称ヲ用フルヲ例トシ来レリ」とある様に, 条約文や漢文でも「中華民国」が用いられないことが多かったとのことである⁽²⁵⁾。

ここで, 1913年の閣議では「清国」を「支那」とした筈なのに, いつの間にか「支那国」となっていることが興味深い。つまり20年代を経て, 明らかに正式国名(支那共和国), 略式国名(支那国), 地域的呼称(支那)が区別される様になったのである。それは何故か。それは, 「支那共和国」と「支那」が重ならなくなったからではない

か。中華民国北京政府の実質的支配領域は限定的であったので, 「支那共和国」を「支那」と略すことができなくなったということが考えられるのである。

さて, 同調書において外務省は「中華民国」へ呼称を変更する理由について以下の数点を挙げている。まず第一に「幾度カ政治組織ノ変転アリタルモ右中華民国ノ国号ハ一定不動ノ儘今日ニ及ヒ国民政府亦之ヲ踏襲シ居ル」, つまり「中華民国」は王朝名ではないと理解できるというのである。1913年に伊集院公使が挙げた改称の理由が「中華民国」が王朝名で今後政権が変わる度に呼称を変更するのは不便ということであったから, その理由が成立しなくなった今「中華民国」にするのに異論はないということになる。第二に, 最近の国民政府からの不満が多いということも挙げられる。具体的には楊熙績演説, 『上海民国日報』等の誌上攻撃を指摘している。従って「支那側感情ヲ無視シテ従来ノ用例ヲ墨守スル必要ナシ」として, 日本国内で「中華民国」の使用例が増えていることにも鑑み, 特に国民政府から公式の要請はないが, 進んで変更することに決定するというのである。

この呼称の変更は, 中国側の意向を尊重する点で幣原の対中有政策の一環として大局的には捉えることができる。特に小幡アグレマン問題と公使館昇格問題との関連が考えられる。重光・宋ラインによる関税交渉は単独で妥結できたものの, 済南事件賠償問題, 漢口・南京賠償問題及び小幡アグレマン問題は, いずれも王正廷外交部長が強く希望する公使館昇格問題解決に「絡め」られていた。「対日感情の悪化」を「脅し文句」に使う国民政府外交が, ここでも発揮されていたことは言うまでもない。特に英国が鎮江, 厦門, 威海海還付, 団匪賠償金問題で国民政府の希望に則したことが対英感情を好転化させたこととを引き合いにだされることも屢々であった⁽²⁶⁾。こうしたことが, 突如正式国名を「中華民国」に変更した背

景にあったことは言うまでもない。だが、言葉の上では国民政府が「中華民国」の国号を採用したことが「支那共和国」使用の根拠を失わせたことも重要であったのである。

しかし、ここで別の問題が新たに生じる⁽²⁷⁾。それは第一に、外務省が変更したのは正式国名だけで、「中華」「中国」などの略式国名については「外務省トシテ標準ヲ設ケ置クコトハ便益多カルヘシ」としながらも、「第二段ノ問題」として「今後ノ慣行ニ委シ」、「支那国」「中華」「中国」の併用を黙認したことである⁽²⁸⁾。「支那」問題の核心とも考えられる略式国号問題は、1930年の改正では棚上げされたままとなったのであり、問題の本質的解決は先送りとなった。第二は、地理的呼称として「支那」を使用することは「素ヨリ妨ケサルモノト思考ス」とすることである。略式国号として「支那国」が残存するのであるから、この措置は当然であろう。但、この時点では「中国」などは略式国名であって地理的呼称として利用されることは少なかったために、「支那」以外に地理的呼称として相応しい語が見当たらなかったということもあるだろう。第三の問題は、今次の改称は特に必要がある場合を除いてこれまでの条約・法令には及ばないということである⁽²⁹⁾。

1930年の改正の内容は、正式国号の「中華民国」への変更のみを規定しており、略式国名は曖昧に、地理的名称は「支那」で構わないというものであった。上記三点は第四章で述べる様に二年後の満洲国建国以降に問題となる。この時点では、満洲国建国以降と比べると、日本外務省にとって「中華民国」と「支那」は明確に別の概念としては意識されていなかったと思われる。

Ⅲ. 「中華民国」使用の実態——

第59議会での討論を中心に

「中華民国」の使用を外務省が決定したということは、あくまでも文書上のことなのか、それと

も外務省関係者の発言にも及ぶのか、先の閣議決定には明記されていない。文書だけであれば社会的な影響力が極めて小さいのに対して、国会などの「発言」においても「中華民国」が多用されれば少なくとも文書以上の社会的、対外的影響力がある筈であるから、この問題は無視できない。そこで発言における状況を、「中華民国」採用決定直後の第59国会における幣原外相の答弁や質疑を通してこの問題を考えてみたい。

国号問題に外務省が取り組む以前の第58議会で、幣原外相は演説の時に「支那」を使用している⁽³⁰⁾。それでは59議会ではどうしたのか。外相の議会演説は昭和5年12月に起草されるが、12月30日の谷正之亜細亜局長稿では、正式国名に関する表現がなかったので「中華民国」は使用されていないが、略式国名として「民国」が使用される。しかし両国間を表すのに「日支」が使用される。ところが、谷稿に手を加えた幣原稿では正式国名としての「中華民国」が新たに使用され、略式国名は「民国」を据え置く。一方「日支」であるが、幣原はこれを「日華」に修正して会議に臨むのである⁽³¹⁾。また亜細亜局は、国号に関して質問が出た場合を想定し「支那国号ノ呼称ニ関スル件」という調書を作成して会議に臨むが、この文書においても、記されているのは正式国名に関することだけである⁽³²⁾。

幣原は、昭和6年1月の59議会の演説で原稿通り正式国名として「中華民国」、略式国名として「民国」、両国間は「日華」という表現を使用し、「支那」は一切使わなかった⁽³³⁾。幣原はこの演説で「中華民国」の国家建設が進行中であり、かつ中国が統一されることは日本にとっても（経済的）利益が大きいので、隣邦として援助すべきだとする。これに対して松岡洋右が、幣原外交の「経済化」を非難し、「支那」という呼称を用いながら、「気合」が足りないから南京事件にしても小幡アグレマン問題にしても「支那」になめら

れてしまうとする。そして更に国号呼称問題について以下の様に述べる。「從來帝国ハ支那共和国ト呼ンデ居ッタノデアリマス、ソレヲ最近ニハ態々誰ノ講義カ、誰ニ頼マレタノカ私ハ知リマセヌガ、態々中華民國ト是カラ改称スル、此ノ呼称ノ如キハ何レデモ宜イヤウナモノデハアリマスケレドモ、支那ナリ支那共和国ト云フコトハ日本語デアリマス、日本国ニハ中国ヂャノ中華民國ダノト云フコトハナイ、是ハ第一革命後ニ於キマシテ我ガ政府デハ慎重ニ協議ヲ致シマシテ支那共和国ト呼ブトイウコトニ決定サレタノデアリマス、ソレヲ二十年モ後ニ態々支那語デアル——日本語ヲ捨テ、中華民國ト呼ビマセウ云フ、ソノ態度、ソノ心懸ケガ、是ガ幣原外交ナルモノヲ能ク説明シテ居ルト思フノデアリマス（拍手）支那人デモ氣ノ利イタ人間ハ舌ヲ出シテセムラ笑ッテ居ル」この演説が決定的であった。この質問に対する返答で幣原は突然「支那政府」という表現を使用し始めるのである⁽³⁴⁾。別にこの表現が正式国名の改称を定めた先の閣議決定に背くわけではないが、「支那」を一切使用せず「中華民國」「民国」「日華」で演説を通した幣原としては、あまりにも早い軟化であった。

この後、幣原と松岡の議論は第7回予算委員会に場を移す。ここで議論の中心はアグレマン問題や幣原経済外交の非難であったが、その返答でも幣原は「支那」「日支」という表現を使用、更に松岡以外の質問者も「支那」という表現を使い、それに対する返答でも幣原は「支那」を使用するに至るのである⁽³⁵⁾。幣原は衆議院本会議の国务大臣の演説の時に「中華民國」「民国」を使用することしかできなかったのである。これ以降、終戦に至るまで衆議院本会議での外務大臣の演説で「中華民國」が使用されることはないのである。

一方、貴族院での議論は些か趣を異にする。昭和6年1月22日の本会議での演説は「中華民國」「民国」「日華」を幣原外相が使用、それに対し

て2月2日に川村竹治議員が満蒙問題に関して「中華民國」「民国」「日支」などを使用した質問を行う。幣原はこれに対して「中国」という語を多用して「支那」「日支」を使用しない返答を行う⁽³⁶⁾。4日、川村議員が再び「民国」という語を使用した質問を発し、その返答で幣原は一度「支那」と口を滑らせる。七日、志水小一郎議員が従来通り「支那」を使用した質問を行うと、幣原は「中華民國」など一切使用せず「支那」のみを使用した答弁を行う⁽³⁷⁾。貴族院では衆議院とは異なり「中華民國」を使用する向きもあったが、幣原は「中華民國」を使用する相手には「民国」「中国」を使用し、「支那」を使用する相手には「支那」を使用した答弁を行っていたのである。

以上の様に、中華民國側の日本への信頼を高めように行った昭和5年の外務省の決定は、結局軟弱外交として非難され、国会の様な公の場に置いても初志を貫徹することはできず、外務大臣が「支那」を使用しない歴史的演説は第59九議会のみで終了することになるのである。確かに文書レベルでは初志貫徹の風潮は見られたものの、それはあくまでも省内に止まり、影響力は小さかったものと考えられる。

一方、59議会で幣原が「中華民國」を使用したということは、内外の新聞でどう受けとめられたのであろうか。例えば1月24日『東京朝日新聞』では「誤レル対支認識」と幣原演説を非難する一方、「日支」などを使用しながらも「民国」を多用しているが、国名変更に関する記事はない。また、中国側の諸新聞では「中華民國」がそのまま使用されるか「中国」と訳され、「民国」は「中国」に、「日華」は「中日」に訳されてしまい、従来の「支那」使用時と変わらないために、誰も幣原の意図に気づくことはない文面が掲載された。国会史上、「支那」に関しては画期的とも言える幣原演説は内外から注目されずに終わるのである。

本稿では、国号を正式に決定するのは外交の現

場であると考えて、日中両国の外交当局の動きを主に追い、外交上の問題点は略式国号にあるとしてきたが、そうであるにしても「中華民国」への改称に関して国内における支持獲得ができず、外相が圧力に直ちに屈してしまったことは問題であり、であるからこそ中華民国側からも幣原が強調する「信頼」を勝ち取ることもできなかったのであろう。1930年代に入るところには対外関係に従事する者、機関があまりに増えたために対中関係を外務省がリードできなくなっている様が現れているが、満洲国が建国されると外務省は一層、呼称問題に関して他から遊離することになるのである。

IV. 「支那」使用禁止要請へ――

「満洲国」成立後の外務省の呼称政策

外務省が、略式国号・地理的呼称として依然使用していた「支那」に関して再度検討する必要性が生じたのは「満洲国」建国が原因である⁽³⁸⁾。それは「満洲」と「支那」或いは「支那」と「満洲国」間の問題であった。「満洲国」は「支那」の一部なのか。地理的名称としての「満洲」が「支那」の一部だとすれば、「満洲国」も「支那」にある国という理屈が成り立つ。無論「満洲国」は、中華民国の略称としての「支那国」の一部ではない。だが、1930年の改正時に条約文・公文書中の「支那」が改められなかったために、その「支那」が「満洲国」を含むのかという問題が生じてくるのである。この問題は、先に述べたワシントン会議におけるChina問題と通じる。外務省も、既にChinaが問題となっていることを真剣に受けとめていけば、慌てて対策を練る必要もなかったのだが、結局後手に回ってしまうのである。

「支那」の含む領域についてであるが、確かに「ふつう清国が18省にわけた地域（中国本部）を意味し、蒙古・満州（東北）・チベット・新疆などは決してこれに含めない」という見方もあるだろう⁽³⁹⁾。しかし1932年以前には東三省を国家領

域に含んでいた「支那共和国」の略式国名・地理的呼称として「支那」が使用されてきた期間が長かったことや、地理的名称と国名の問題が社会的にも外交レベルでも重視されていなかったために、「支那」の中に「満洲国」があるという見解も当然生じてきたのである⁽⁴⁰⁾。

「満洲国」承認後に、後述の省内議案のために外務省が作成した調書は、昭和5年の決定だけでは解決できない問題が生じてきたことを如実に表している。この調書は、まず第一に「昭和五年ノ閣議決定ノ方針ヲ将来ニ亘リ一般化スル為ニハ今後法令等ノ改正ニ当タリ支那国ニ代ヘ中華民国ノ名称ヲ使用スルコトノ妥当ナルハ云フ迄モナク」と略式名称として「支那国」を使用せずに「中華民国」をそのまま使用することが妥当だとする。根拠として「支那ナル名称ハ満洲国独立以前ノ中華民国ノ領域ヲ総称スル地理的名称ナルニ鑑ミ支那国ト称スル時ハ満洲国ヲ包含スルヤ否ヤノ点ニ於テ誤解ヲ来ス虞ナシトセス」「就中満洲国ノ独立ニ依リ従来ノ支那国ニハ二個ノ国家ニ分離セラレタルモノニシテ満洲国ハ中華民国トハ全然別個ノ存在ナルニ鑑ミ支那国ナル名称ハ此ノ際之ヲ中華民国ト改メ前途ノ誤解ヲ防止スル為ニモ極メテ妥当」と述べ、地理的呼称としての「支那」が「満洲国」の領域を含むので「支那」に「国」を付した「支那国」という略式国号を文書で用いると「満洲国」を含むか否かで誤解が生じるとする。

第二に、昭和五年には過去の条約や国内法令に関して呼称変更がなされなかったことに関して、今後国内法令は積極的に変更し、条約は一方的に条文を改正することはできないので、日満議定書で日本人の権益を確認していることを頼りにするしかないとする⁽⁴¹⁾。

この調書に基づいて作成されたと思われる外務省議案は、昭和7年10月3日に決裁された。本議案によれば、呼称が混乱している事実は認めながらも、基本的に「其適用ニ当リ満洲国ヲ除外スル

必要ナキニ於テハ從來トモ呼称ノ変更ノミヲ以テ法律勅令ヲ改正セル例ナキ趣ナレハ此ノ際特ニ変更ヲクワエサルコトトシ」と原則面では調書からトーンダウンし、大体以下の様な「ライン」で今後発生すると思われる諸問題进行处理することになった。まず第一に、「支那」を「昭和七年九月十四日以前ノ中華民國ノ領土ヲ総称スル地域」と定義し、不都合がない限り条文を変更しないこと。地理的呼称は必ずしも国家領域と重ならないものだが、日本は問題を単純化するために「中華民國」の国家領域と定める。第二に、「満洲」を「支那ノ一部ナル地域的名称」と認める。但し「満洲」は「満洲国」の領域と完全には一致しないこと（熱河などを例とする）。第三に、「清国」と地域的名称である「支那」を同義と理解すること。これは大正2年の伊集院公使の意見と同じである。第四に、これまでの条文にある「支那国」を単なる地理的呼称と理解する方向でいくこと。それに関して「満洲国」と矛盾することは別として今直ちに条文を改正する必要はないかもしれないが、将来適当な機会に改変することが望ましいこと。「清国」＝「支那」は問題ないが、「支那国」＝「支那」には問題があるというのである。これは「清国」が明治期から略式国名としてだけでなく、地理的概念としても考えられていたことを示し、また昭和初期には略式国号としての「支那国」と地理的名称としての「支那国」との間に、「満洲国」という重ならない部分があると意識されていたことを示す。第五に、今後「支那国」という名称は中華民國、満洲国を総称する地理的名称の「支那」と混同するがあるので使用しないこと。これは先の調書と同義である⁽⁴²⁾。

こうして、外交文書の中から略式国名としての「支那国」はなくなっていき、正式国号としての「(大) 中華民國」と地理的呼称としての「支那」が残るのである。但し、文書中で常に四文字の「中華民國」を使用するのには限界があるので、

略式国号として何を今後用いるかを決定しなくてはならないのに、それをしなかったためにまたしても問題を先送りすることとなったのである。

以上の様に、「満洲国」の成立は外務省に略式国名としての「支那国」「支那」の使用禁止決定を促した。外務省は「支那」「支那国」という表現を地理的呼称に封印しようとしたのである。だが、外務省が肝心の「支那国」「支那」に代わる略式国号を定めなかったこと、国内で東洋史研究者によって「満洲」は「支那」に含まれないとする論陣が張られたこともあって、他省や世論は「中華民國」の略式国号としての「支那国」「支那」を用い、外務省は呼称問題に関する限り他から浮き上がることになったのである。

この後、外務省は国号としての「支那」を使用しない様に訴えつづけることになる。確かに国定教科書(『尋常小学校国語読本』十二巻)にも「中華民國」が用いられることになり一応の成果を挙げたが、実際には公文書レベルでさえこの政策は徹底しなかった。外務省内部でも問題が生じている。昭和7年の調査部設置に伴う外務省官制改正の際、外務省側は「支那」を「中華民國」に変更する方針を示したものの、枢密院が「支那」のままでよいという見解を示し、結局外務省官制に「支那」が用いられた。このことは、外務省が他省に対し「支那」の不使用を訴える際の問題点となったのである⁽⁴³⁾。

外務省は、昭和7年時の見解を再度繰り返し、対内感情の悪化も考慮して「中華民國」を使用することを遵守すべきであるという意見を述べつづける。昭和12年、所謂日中「戦争」が開始される。これは「中華民國」との戦争であるが、「支那事変」などからも分かる様に「支那」との戦争であるかの様に一般的には認知されてきた。そこで「支那事変」関連の外交文書を見てみると、その殆どが「支那」を使用していた。結局外務省内部でも昭和5年の決定が反故同然になっていくので

ある。

しかし、最後に二点述べたいことがある。第一は、1930年代半ばから「北支」「中支」「南支」という表現が頻繁に使用されることになったということである。無論軍部が使用した語ではあるが、経済圏にも重なることから社会全般に広まり、外務省内部でも使用された。この語は、実は先の満洲問題をクリアしている。つまり「支那」を三分しているだけでなく、「支那」に満洲を含まないということを暗黙の了解としているのである。この語の使用によって昭和5年の決定は一層効力を失うことになる。第二は、汪兆銘政権の成立の問題である。これは実証しにくいことだが、汪政権を「華」と呼び「尊重」している雰囲気をつくりあげることも行われたのではないかということである。これは蒋介石の地位を相対的に軽視することにも繋がる。戦争中も蒋介石側が「支那」で、大東亜共栄圏に加わる汪政権は「華」と表現されることが多かったのではないかと推測される。外務省が満洲国建国後に恐れた問題は「北支」などといった表現が日本で広まることにより曖昧になり、一方で昭和五年の決定は皮肉にも汪政権に対して適用されることで生き続けるのである。とすれば、この時点で日本は紛れもなく「華」と「支那」のもつイメージを理解した上で、両者を使い分けていたということになる。

おわりに――

戦後における呼称問題と研究のあり方

本稿では、日本外務省による「支那」をめぐる呼称政策を正式国名、略式国名、地域名称という三つの視点から追ってみた。「支配」も「中国」も歴史的に厳しく扱い得る課題であることは言うまでもなく、単なる「踏み絵」というよりも、むしろ東アジアや所謂「中国」をどう見るかという葛藤の中に呼称問題を位置づけるべきだろう。19世紀以来、所謂「中国」をどう表現するか、国家

をどう表現するかが大きな課題であった。

戦後、連合国最高司令政治顧問団は、「支那」という語について調査し、「支那」が輕蔑の意をこめて使われてきたこと、「中華民国」「中国」が相応しい表現であることを、日本外務省や通訳に対して勧告している⁽⁴⁴⁾。こうしたこともあり、確かに「支那」の使用頻度は減少していった。

但し、戦後の呼称問題は「支那」とは別のところに継続し続け、複雑化した。大陸と台湾双方に政権ができ、日本が台湾と正式国交をもったこともあり、「中共」「国府」という表現に関する新たな社会問題が生じたのである。「二つの中国」という表現が50年代に生まれてはいたものの、だからといって日常的に台湾を「中国」というわけにもいかずに「国府」と言い、一方で冷戦構造下で大陸は「共」の代表であったから「中共」が広く用いられていた。正式国名では「中華民国」「中華人民共和国」で納得できるし、地理的名称として、まさか台湾を「中国」というわけにはいかなかったろうから、ここでまたしても略式国名をめぐる問題が生じたことになる。そこで略式国名として「中共」「国府」が頻繁に使用されたのである。

また、日本と台湾両国を表現する方法は「日中」でなく「日華」であったことも注目できる。大東亜共栄圏構想下で「日満華」という表現がしばしば用いられ、また条約にも「日華」と称さされるものが多かったが、この点は戦後も継続するのである。そして所謂「日中国交正常化」以降、「日華」という表現は減少し、「日中」が普通になる。同時に、この時点で「二つの中国」という表現がとられる場合は別として、「中国」が台湾を指すケースはなくなったと言える。今では正式国名「中華人民共和国」「中華民国」、略式国名「中国」「台湾」、地理的呼称「中国」「台湾」という単純な図式で一般に理解されている。

また、「支那」の領域に関する条約上の議論は

当然消滅した筈なのだが、「満洲」「北支」「中支」「南支」に代わり「東北」「華北」「華中」「華南」という表現が頻繁に使用される様になったことも注目できる。この地域区分は「華」から「東北」を分離している点で、「支那」から「満洲」を分離した昭和初年の区分に重なる。『大漢和辞典』に「華中」という語が採録されていないことから、一連の戦後の表現の形成過程に興味を感じる。

「北洋」「南洋」,「関東」「東(三省)」「東南(互保)」といった地域表現は、当然のことながらすぐれて歴史的な産物であり、「伝統」とか「近代」とかいった単純な分類では駄目で、刻々と意味が変化しているものだと考える必要がある。一方で新たな地域区分表現が現れては消えているのである。従って、今日の我々が「中国」とか「華南」とか言う場合にも、そうした用語が歴史的に形成されたものであることを銘じるべきである。研究の上で「便宜上」そうした用語を使用する場合はよいのだが、史料と向き合う場合には厳重なる注意が必要となろう。

また、昨今地域研究の隆盛もあって「中国」の多様性が強調され、遠心力が強く働いている様だが、各々の地域の特性が強調されればされる程、「中国」という枠が何故存在し、何故必要とされているのかが課題となろう。そして、日本が「支那」を必要とした様に外からもそうした枠が求められた理由も考えねばならない⁽⁴⁵⁾。現在台湾で、「中国」よりも「台湾」を優先しようとする議論があることは、枠の否定であり、この点からも極めてデリケートな問題だと考えねばなるまい。

更に昨今「中国」という語に関する関心が高まっているが、時代毎、或いは地域、人による用語の整理は不十分である⁽⁴⁶⁾。今後、こうした基本用語の意味確定が進むことを願う。この点で、日本外務省内部における呼称問題を追った本稿が、当時の日本外務省或いは中華民国外交部側の使用し

た国号呼称の意味確定の一助となれば幸いである。

〔注〕

- (1)伊藤一彦「中国と『支那』」(『中国研究月報』49-3, 1995年) 参照。最近の議論としては、徐作生の雲南支那城説(『東京新聞』1995年2月9日, 『毎日新聞』2月11日), 高島俊男の「支那」積極使用論(「『支那』は蔑称ではない」「『中国』とはどんな意味か」『諸君』94年12月号, 95年2月号), 及び高島に対する野沢豊の反論「日本の中華民国承認問題(1912-1949)」(第三次中華民国史国際学術討論会提出論文, 1994年12月) などがある。
- (2)竹内好「中国の現状と日華関係」(『信濃教育』792号, 1952年), 同「中国と中共」(『朝日新聞』1953年2月16日), 同「『中共』と呼ぶのを止めよう」(『朝日新聞』1954年8月1日), 同「中国」(『日本百科大辞典』第九巻, 1964年所収), 同『中国を知るために』(勁草書房, 1967年), 同「まず正確な呼び方から」(『竹内好全集』11巻, 1981年, P.245), 佐藤三郎「日本が中国を『支那』と呼んだことについての考察」(『近代日中交渉史の研究』吉川弘文館, 1981年所収), さねとうけいしゅう「『支那』の発生から消滅まで」(『中国留学生史談』第一書房, 1981年所収), 「国号問題」(『中国人日本留学史増補版』(くろしお出版, 1981年所収) など参照のこと。「中国」という現在一般に使用されている語が歴史的用語として如何に用いられてきたかという問題は重要である。この点に関しては以下の諸論稿を参照されたい。王爾敏「『中国』名称溯源及其近代詮釈」(『近代中国思想史論』華世出版社, 1977年所収), Lowell Dittmer and Samuel S.Kim, ed. *China's Quest for National Identity*. Cornell University Press, 1993. デビッド・ウー「中国国外で構築された中国国民のアイデンティティ」

(『思想』823号, 1993年), 中央研究院近代史研究所編『認同與国家近代中西歴史的比較』(中央研究院近代史研究所, 1994年), 濱下武志「近代東アジア国際体系」(平野健一郎編『講座現代アジア地域システムと国際関係』東京大学出版会, 1994年所収), 並木頼寿「中国近代の再統合と文明圏の主張」(蓮實重彦・山内昌之編『文明の衝突か, 共存か』東京大学出版会, 1995年所収) 参照。なお, 清末の「中国」については筆者は別稿を準備している。

(3) 濱下前掲論文参照。

(4) 黄遵憲『日本国志』, 梁啓超『中国史全論』など参照。彼らはともに「中国には国名がない」と今日の我々には一見矛盾して見える表現を残している。

(5) 清末の出使大臣汪大燮は, 汪康年との書簡の中で, 「中外報に依れば, 保和会で中国は三等国に列せられたとのことだ」「今日の中国は, 南米の諸小国のレベル以下だ」などと述べ, ほとんど全て「中国」を使用して他国と自国を比較している(王根林責任編輯『汪康年師友書札』(一)(上海古籍出版社, 1986年, P.967, 971)。天津対米ボイコットについては, 吉澤誠一郎「天津における『抵制美約』運動(1905年)と『中国』の表象」(『中国 社会と文化』第9号, 1994年6月) 参照。

(6) 大正2年5月19日, 伊集院駐華公使ヨリ牧野外務大臣宛電「官印改造其他ニ関シ稟申ノ件」(日本外務省保存記録 A-6-0-0-2「各国々名及地名呼称関係雑件」2. 支那之部, 以下このファイルからの引用は※で表す。なお, このファイルの文書は外務省『日本外交文書』昭和期I. 第一部第四卷, 七, 雑件・4「中国国号改称問題」P.1041-1045 に一部収録されている。)

(7) ここでの「脱華」は「脱中国」の意である。「脱華」については, 濱下武志前掲論文, 川勝平太「清代中国と徳川・明治期日本の比較文明

考」(山田辰雄編『日中関係の150年 相互依存・競存・敵対』東方書店, 1994年所収) など参照。

(8) 伊集院は, 清朝時代から清国国内で日本の通信省が発売していた郵便切手にも支那という文字が印刷されていることも採用根拠に挙げている。だがこの直後1912年6月に宜昌で日本が切手に「支那」を使用していることに抗議する紙が郵便物に添付されるという事件が発生していた(明治45年7月16日, 通信省通信局長ヨリ通牒)。

(9) 大正2年7月11日, 牧野外務大臣ヨリ伊集院駐華公使宛電「公文上支那国名決定ニ関スル件」(『日本外交文書大正二年』第2冊, P.50-51)

(10) 大正2年10月6日, 上奏文。この上奏及び下された勅令に関して, これは「国家承認」を与えるためのものであり, 「支那共和国」という国名の承認に対してなされたのではない, という解釈が1930年に法制局によりなされることになる。

(11) 民国2年10月24日外交部収, 駐日馬代辦呈「改換支那名称由」(台北中央研究院近代史研究所外交部档案, 03-33.184-1.「中日関係/交渉雑件・日本称中華民國為支那共和国」)

(12) 大正2年10月16日, 牧野大臣ヨリ山座公使宛電。

(13) 呼称に関して, 10月末に在間島堺総領事は外務大臣に対し「日本文ニモ中華民國ト記スルヲ本義ト解セラレ候」という意見を述べるが, 外務省側は「中華民國」は漢文の場合だけで, 日本文では「支那」, 必要な時には「支那共和国」とすべきだという電文を送付する。(大正2年10月28日, 間島堺総領事ヨリ牧野大臣宛電/同年11月10日, 牧野外相ヨリ間島堺総領事宛電「支那国名記載方ニ関スル件」)

(14) 誤用例は, 昭和5年6月10日「条約等ニ用ヒラレタル支那国名」に挙げられている。

(15) 民国14年6月6日外交部収, 総長会晤芳澤公使

問答「解決中日懸案事」／同年6月12日、総長
会晤芳澤公使問答「解決中日懸案事」（台北中
央研究院近代史研究所外交部档案，03-06.8-2.
「航務／長沙日艦肇事案」）には、当時の日中
間の外交上の懸案が列举されているが、呼称問
題は含まれていない。

(16) 民国10年11月16日外交部収、院秘書庁函「抄送
關於太平洋會議，美国對於遠東各種問題之意見
說帖，請查核參攷由」（台北中央研究院近代史
研究所外交部档案，03-39.9-3「太平洋會議／府
院交渉各項說帖(3)」）外交部は、11月23日に全權
代表に打電し、中華民國として會議に臨んでい
る以上、約法に定められた、二十二行省、内・
外蒙古、西藏、青海という領土を基準とするの
は当然だと述べる。（10年11月23日外交部発、
外交部致代表团電。中国社会科学院近代史研究
所『秘籍録存』中国社会科学院出版社，1984年、
P392）

(17) 昭和5年5月21日、駐南京上村領事ヨリ幣原外
務大臣宛電

(18) 民国10年12月15日外交部発美京施顧王代表電
「簽字應用中華民國字樣由」（台北中央研究院
近代史研究所外交部档案，03-39.3-3。「太平洋
會議／代表証書及訓條」）

(19) さねとうけいしゅうは、これを中央政治會議の
意向であるとして国民政府が外交部に訓令を発
し、外交部から日本政府に通告させたとし（さ
ねとう前掲兩論文）、佐藤三郎も伊藤一彦も前
掲論文においてさねとう説を継承しているが、
本当であろうか。さねとうの根拠は日本の『東
京朝日新聞』である。日本外務省もこの新聞を
切り抜きとして保存しているものの、南京国民
政府外交部からそうした通告を受けたとはして
いない。これまでの議論では南京政府からの要
請で日本外務省が修正を行ったという説が有力
であるが、国民政府の『外交部公報』（三卷一
号，民国19年5月）の「外交大事記」の項に

党で「日本が国号を尊重していないこと点を遺
憾とし、駐華公使から日本政府に伝達させ『注
意』する」という議案が通過したという記事が
あるだけで、国民政府を通じて外交部に通達が
あったという記事はない。日本外務省側も通告
を受けていないとしている以上、外交部から駐
北平北京公使或いは駐南京総領事に照会が発せ
られたか否か不明であるし、発せられたにして
も現地止まりであった可能性もある。今後、国
民政府外交部档案（台北国史館と南京第二档案
館所蔵）を見る際の課題としたい。

(20) 『上海民国日報』の「日本外交之失態」（6月
23，24日）を見ると、国民政府外交部に対する
対日強硬政策要求があることから、5月末に
外交部に対して訓令が発せられたとするのには
疑問が残る。

(21) 昭和5年月日不明、「支那国名ニ関スル件」。
但し、10月19日の幣原から浜口宛の稟請につい
た付箋に10月27日に杉田から異論なしとの内示
があったとしていることから、もしこの杉田の
内示と本文の手續きに関する意見が同一であれ
ば、この文書は27日か28日に作成された可能性
が高くなる。

(22) 昭和5年10月29日、幣原外相ヨリ浜口総理宛稟
請「支那国号ノ呼称ニ関スル件」

(23) 昭和5年10月29日、外務省内回覧「支那国号ノ
呼称ニ関スル件」

(24) 昭和5年10月31日、浜口総理ヨリ幣原外相宛通
知「公文上支那国号ノ呼称ニ関スル件請議ノ通」

(25) 昭和5年12月？「支那国号ノ呼称ニ関スル件」
（第五九議會用調書原稿）

(26) 瀬川善信「小幡公使アグレマン問題一日中関係
の一断面」（『国際法外交雑誌』76-3号，1968
年），島崎貞彦「在中国日本公使館の大使館昇
格問題」（『国際政治』28号，1964年），李恩
涵『北伐前後的「革命外交」』（中央研究院近
代史研究所，1993年）など参照。また、国民政

府が「支那」に反発し、「中華民国」と呼ぶことを求めた理由として、当時の同政府の対辺疆政策が考えられる。「支那」だと、先の「中国」同様辺疆が除外される可能性があったので、モンゴルやチベット、新疆、満洲を含むと明確に規定されている「中華民国」を用いる必要があった。王柯「二重の中国—1930年代中国人の辺境認識の構造」（『思想』853号、1995年）参照。

(27)注(23)に同じ。

(28)なお国民の呼称についても「支那人」「中国人」「民国人」が併用されることとなったが、この点に対して文書課長より「中国人、民国人等ニ付キ要アルヘキ」という反論を述べている。

(29)この点に関し文化事業課長（ママ）は「対支文化ノ対支ヲ東方トデモ改ムル為、法律改正ノ要アルヘキ」と国民名称の決定の必要性を主張したという。

(30)「第59回帝国議会ニ於ケル内閣総理大臣演説案」「第59議会幣原大臣議会演説案（亜細亜関係／谷局長稿）」「第59議会幣原大臣外交演説草稿（幣原大臣稿）」（外務省保存記録A-5-2-0-1-2「帝国議会関係雑件議会ニ於ケル総理、外務大臣ノ演説関係」）

(31)「支那国号ノ呼称ニ関スル件」（亜細亜局第一課『最近支那関係諸問題摘要（第59議会用）』第2巻、昭和5年12月、外務省保存記録／議会用調書）

(32)『衆議院議事速記録』（第58議会、『官報号外』昭和5年4月26日発行、P.12-13）

(33)『衆議院議事速記録』（第59議会、『官報号外』昭和6年1月23日発行、P.15-17）

(34)『衆議院議事速記録』（第59議会、『官報号外』昭和6年1月24日発行、P.48-50.及び1月25日発行、P.52-54.）

(35)『衆議院委員会議録』（第59回、第一類、第一号、昭和6年1月31日、P.20-56）

(36)『貴族院議事速記録』（第59議会、『官報号外』

昭和6年2月3日発行、P.89-95., 2月5日、P.97-111）

(37)『貴族院議事速記録』（第59議会、『官報号外』昭和6年2月8日発行、P.125-131）

(38)「満洲」については、中見立夫「地域概念の政治性」（溝口雄三・濱下武志他編『アジアから考える〔1〕交錯するアジア』東京大学出版会、1993年所収）参照。

(39)石田幹之助「支那」（『アジア歴史事典』1960年、P.186-187）。「支那」が「満洲」を含まないという論調は1930年代前半に活発だった。例えば『外交時報』には、柴山兼四郎「満蒙は支那本来の領土でない」（64巻、668号、1932年第4期）、矢野仁一「満洲に対する支那主権説の無根拠」（64巻、669号、1932年第4期）などが掲載され、長城を境に「支那」と「満洲」は区分されるという論陣が張られた。

(40)この点は現在用いられている「中国」とも重なる。現在広く使用されている「中国」は略式国号と地理的名称を兼ねているが、「台湾は中国か」という問いを発した場合、その「中国」はこの二つのどちらの意味かにより全く異なる問題となる。

(41)昭和7年9月下旬?、「支那国ヲ中華民国ト改称スルノ件」（日満議定書作成＝昭和7年9月15日以降、下の省議案決裁＝10月3日以前に作成されたと考えられる）

(42)昭和7年10月3日（決裁日）、「満洲国ノ承認ニ伴ヒ諸法令中改正ヲ要スル件（省議案）」（日本外務省保存記録A-6-0-0-2「各国々名及地名呼称関係雑件」6.満洲国之部）

(43)昭和9年6月6日「『中華民国』ナル用語ニ付テ」（二篇）、※昭和11年5月、「『中華民国』ナル用語使用ニ決定セル事情」、「支那」を改正しなかったという官制改革については『枢密院会議議事録』（74巻、昭和8・9年、P.268-272,382-384）を参照のこと。

(44)Memorandum, October 7, 1947, from Glen Bruner to the Chinese Mission, Regarding the Use of the Term Shina. (POLAD Document. Tokyo. Oct.10,1947/国立国会図書館蔵)

(45)地域研究といっても、「中国」の地域研究と銘打って「中国」を分解して「中国」の構成要素としての「地域」を研究対象とするスタイルと、「中国」をそもそも意識せずに海域とか自然地理的区分で「地域」を想定するスタイルがある。前者は「中国」という枠を前提としているので、後者の方が枠の意義を考える際に参考となろう。

(46)例えば吉沢誠一郎「東アジア—中国近代」(『史学雑誌—1993年の歴史学界・回顧と展望』103-5, 1994年所収)参照。なお、思想史の小島毅も「そもそも『中国』なる語の意味内容が、これまでの『中国思想史』研究においては、きわめてあいまいであった」と「中国」に対する関心を示している。小島毅「地域からの思想史」(溝口雄三他編『アジアから考える〔1〕交錯するアジア』東大出版会, 1993年所収)

【付記】

本稿脱稿後、台北党史委員会・国民党中央執行委員会中央政治委員会档案の「照会日使改支那為中国案」(外交—17)という档案を見る機会を得た。これによって、先の楊熙績の発言や国民政府の日本外務省に対する呼称変更要請の有無に関する真相がわかるので紹介したい。1930年6月5日、国民党南京特別市執行委員会常務委員の楊熙績ら三名が、中央執行委員会に対して以下のような要請をする。それは、日本が支那なる語を用いるのは「相互尊敬之意」を欠いているので、中執会から国民政府に外交部に対して以後呼称を改めるように日本側に要請するよう命令させてほしいというものであった。この文書は、翌日中央執行委員会秘書處から中央政治會議秘書處に送付される。そして秘書長陳立夫が批をつけ「日本が支那を用

いているのは欧米が『China』を用いて『中国』を用いているのと変わらないだけでなく、我々も洋文で書くときには○○○of Chinaという表現を使っている」と懸念を示し、先に政治會議の外交組と法律組で検討せよと命じる。6月20日(11日?)に外交組から「相応の時期を見計らって、外交部長から私人の名義で改正をもとめるのがよく、外交方式を採るべきではない」という答申が来て、25日に同内容の書簡を陳が王正廷外交部長に送付する。この後、この情報が中央通訊社を経て『民治報』に掲載され機密漏洩事件が発覚する。さて、これに対する外交部の返答だが、12月24日になって駐日汪公使からの報告を添えて送られてくる。それは、汪公使が日本外務省に支那呼称問題を再三にわたって提議していたところ、初め生返事ばかりだったが、最近日本政府が「自悟無固執之必要」し、各官庁に中華民國を用いるように通達を出したという内容であった。陳立夫政治會議秘書長は1931年1月7日、中央執行委員会秘書處にこの旨を送りこの一件は解決するのである。これらのやり取りから、中央政治會議が支那という呼称をチャイナと同等に見なしていたこと、支那呼称問題を外交問題化するつもりがなかったこと、実際に日本側への打診は6月25日以降に陰に陽に汪公使から行われたこと、外交筋は改称を日本側が「自悟」したと理解していたこと、12月24日の時点で問題が解決したと中央政治會議が見なしたことが判明した。

POLAD文書中の「支那」は、毎日新聞社の笠原敏彦氏に御教示を賜った。御礼申し上げたい。なお本稿は、平成七—八年度文部省科学研究費補助金及び笹川科学研究助成金の交付をうけた成果の一部である。